



週間情報



No.2417

発行日 平成24年5月15日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画課 03(3234)1321

消防本部の動き

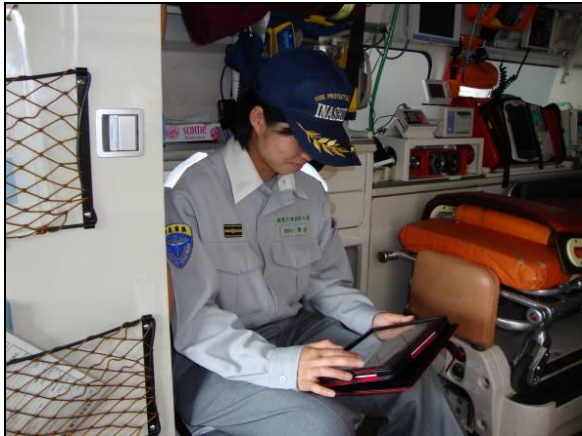
◆ 救急車へタブレット型多機能情報端末を配備

稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部（茨城）

稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部では、昨年9月に茨城県がリニューアルした「救急医療情報システム」から発信される医療機関応需情報を、現場救急隊が有効に活用できるよう、タブレット型多機能情報端末(以下、タブレット)の整備を昨年度から進め、今般、全救急隊(11隊)への配備を完了するとともに、平成24年4月2日(月)に全救急隊で運用を開始し、現場にインターネット環境が構築されました。

これにより、応需情報の確認をタブレットで行い、迅速・的確な医療機関の選定と並行して携帯電話により医療機関への収容連絡が行え、現場滞在時間が短縮し関係者に配慮した救急活動が可能となりました。

今後は、内部にIT委員会を立ち上げ、東日本大震災時に有効とされたSkype、Twitterの活用等、豊富なアプリを利用した情報の共有化などを図っていく予定です。



【タブレットで応需情報を取得する救急隊員】



【タブレット端末画面】

◆ 姫路市消防慰霊祭の挙行

姫路市消防局（兵庫）

姫路市は平成24年4月15日(日)、姫路市名古山霊苑内の消防慰霊碑前で姫路市消防慰霊祭を実施しました。この慰霊祭はご遺族の皆様にお集まりいただき、2年に1度、姫路市における消防団員・消防職員の「19柱」の殉職者の皆様の功績をたたえ、敬意と感謝の気持ちを捧げ、御霊の安らかなるご冥福をお祈りするために行っています。

幸いにも姫路市での殉職者は40年ほど発生していませんが、慰霊碑を前に式典を行っている、過去に起きた消火活動中の事故や水難救助中の事故等があり、その教訓により今の我々が殉職事故もなく活動ができているのは、この「19柱」の皆様の存在の上に活動しているのだと、改めて身の引き締まる思いがしました。

さらに今回は、姫路市消防音楽隊が東日本大震災で被災された方への応援歌「song for you」を演奏し、慰霊祭に花を添えました。



【消防慰霊祭の状況】

◆ 消防本部の住所等の変更について

- 94814 豊後大野市消防本部（大分）
新住所 〒879-7125
大分県豊後大野市三重町内田2827番地1
(平成24年5月1日付け。電話番号・FAX番号の変更はありません。)

◆ 消防本部の住所及びメールアドレスの変更について

- 84303 高幡消防組合消防本部（高知）
新住所 〒785-0031
高知県須崎市山手町1番7号
新メールアドレス honbu05@koban119.jp
(平成24年6月1日付け。なお、電話番号・FAX番号の変更はありません。)

◆ FAX番号の変更について

- 52607 砺波地域消防組合消防本部（富山）
新FAX番号 0763-32-2230

◆ ホームページアドレスの変更について

- 21105 福島市消防本部(福島)
新ホームページアドレス
<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/site/shoubou/index.html>

国等の動き

◆ ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について

消防庁

ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について（平成24年5月14日付け消防予第181号）が予防課長名にて、各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知されましたのでお知らせします。

5月13日早朝に発生した広島県福山市の宿泊施設の火災（別紙1（省略）参照）において死者7人、負傷者3人の人的被害が発生しました。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関との協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、調査結果を踏まえて対応を検討し、必要な措置を要請する予定であります。当面は類似の火災の発生を防止するために、ホテル・旅館等の宿泊施設に対し、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

記

1 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、関係部局との連携を確認するとともに、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

2 夜間における応急体制の確保

火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。

3 火災予防対策の推進

下記事項を参考の上、出火防止、避難管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

(1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。

(2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。

(3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。

(4) 寝具・布張り家具（ソファ等）に防災性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

※ 全文は、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/bn/2012/>) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課

担 当：設備係 守谷、竹本

：企画調整係 大嶋、齋藤

：予防係 椎名、児玉

電 話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

◆ 住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験対象自治体の決定

消防庁

標記について、平成24年5月9日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

消防庁は、住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験を実施するにあたり、自治体から提案を募集したところ、63の自治体からご提案を頂きました。それらの提案について、有識者等による住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験に係る対象自治体の選定委員会を開催し、書類審査及びプレゼンテーション審査を行った結果、対象自治体が次のとおりとなりました。

1 事業の概要

市町村防災行政無線（同報系）は、東日本大震災の際にも、市町村から住民への大津波警報等の伝達に活用されました。しかし、地域によっては長期間の停電等により機能が失われたことや庁舎が被害を受けて使用できなかったこと、津波等により屋外拡声子局が被害を受けたこと等によりその機能が十分に発揮できなかった例が報告されています。

これらの教訓を踏まえ、より多くの住民へ災害情報の伝達を確実に行うには、非常電源の強化や庁舎外からのリモコン起動といった耐災害性の向上や、音声のみならず様々な情報通信技術を活用した情報伝達手段の多様化が必要であると考えられます。

このため、市町村防災行政無線（同報系）を中心とした住民への災害情報伝達手段の多様化の実証実験や推奨仕様書の策定を行うものです。

2 住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験に係る対象自治体の選定委員会委員

大高 利夫 藤沢市総務部参事兼IT推進課長

小出 由美子 NHK視聴者事業局サービス開発部長

佐藤 祐一 南相馬市総務企画部情報政策課長

中村 功 東洋大学社会学部教授

中森 広道 日本大学文理学部社会学科教授

吉井 博明 東京経済大学コミュニケーション学部教授

3 実証実験対象自治体

岩手県大槌町、岩手県釜石市、宮城県気仙沼市、千葉県旭市、東京都江東区、東京都豊島区

4 実証実験採択提案書

[岩手県大槌町](#)
[岩手県釜石市](#)
[宮城県気仙沼市](#)
[千葉県旭市](#)
[東京都江東区](#)
[東京都豊島区](#)

5 実証実験の主なポイント（例）

- 緊急通報メール等の情報伝達手段と防災行政無線（同報系）との複数手段による情報伝達の有効性の確認
- 防災行政無線（同報系）とその回線のバックアップとしての公衆無線網（無線LAN）等による情報伝達の有効性の確認
- マンション、繁華街、沿岸部等の地域特性による種々の情報伝達手法の有効性の確認

※ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2405/240509_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)
に掲載されています。

【問い合わせ先】国民保護・防災部防災課防災情報室 担 当：鳥枝課長補佐、矢部係長、的野事務官 電 話：03-5253-5111（代表） : 03-5253-7526（直通） F A X：03-5253-7536

◆ 国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施

消防庁

標記について、平成24年5月14日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。
国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練について、平成24年度は11県で実施します。

1 訓練の目的

毎年、国民保護法に基づき、国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練及び図上訓練を実施しています。

これら訓練は、関係機関相互の連携強化及び機能確認を行うとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を図ることを目的としています。

2 共同訓練の実施予定

平成24年度の共同訓練の実施予定は、以下のとおりです。

(1) 実動訓練（6県）

山形県、富山県、三重県、滋賀県、宮崎県、鹿児島県

(2) 図上訓練（5県）

福井県、岡山県、徳島県、愛媛県、沖縄県

※) 24年度訓練の特徴

- ・滋賀県において、鉄道爆破テロを想定し、実車両を用いた実動訓練を実施します。
- ・愛媛県において、連続爆破テロを想定し、国との連絡調整等を主眼とした図上訓練を実施します。

※) 訓練の実施時期及び詳細については検討中です。

○ 実動訓練について

国・地方公共団体の対策本部の運営及び相互の連絡調整、住民の避難誘導、医療の提供等の救援措置など、国民の保護のための一連の措置について、現地において訓練を実施するものです。

○ 図上訓練について

国・地方公共団体の対策本部の運営及び相互の連絡調整、警報の通知、避難の指示など、国民の保護のための措置に係る状況判断及び情報伝達要領について、図上において訓練を実施するものです。

※ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2405/240514_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)
に掲載されています。

【問い合わせ先】 国民保護・防災部防災課国民保護運用室
担 当：松田補佐、菊地係長
電 話：03-5253-7551（直通）
FAX：03-5253-7543

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcj.gr.jp